



品川区職員措置請求監査結果

(資源回収ステーションからの資源持ち去りと
報奨金に関する住民監査請求)

平成29年8月17日

品川区監査委員

品川区監査委員告示第2号

地方自治法第242条第4項の規定に基づき、住民監査請求に係る監査の結果を次のとおり公表する。

平成29年8月17日

品川区監査委員	島田幸太郎
同	森井じゅん
同	渡辺裕一
同	大倉たかひろ

第1 請求の受付

1 請求人

住所省略 A

2 請求の受理

平成 29 年 6 月 22 日

3 請求書記載の内容

(1) 請求の要旨

ア B 町会長（以下「町会長」という。）が集団回収日の第 4 土曜日ではなく、品川区（以下「区」という。）の資源回収日である水曜日に資源回収ステーション等から資源である古紙を持ち去っていることは、区の収入を減らし財務会計上の損害を生じさせている。

イ 悪質な古紙の持ち去りには、区長は過料という制度を用いて、古紙の代金を少しでも回収すべきである。

ウ C 町会（以下「町会」という。）が違法に回収した古紙に対し、集団回収分として支給した報奨金を回収すべきである。

(2) 措置要求

区長は、町会の悪質な古紙の持ち去りに過料を科し、支給した集団回収に対する報奨金の返還を請求することを求める。また、町会が今後区の資源回収日に古紙を持ち去ることがないように文書で警告することを求める。

(3) 提出資料（事実証明書）

ア 請求人が区広報広聴課に提出した区民の声の写し（4 通）

イ 上記区民の声に対する都市環境部長名の回答文の写し（3 通）

ウ 動画をコピーした写真（16 枚）

エ 持ち去り量と損害額について

オ 平成 28 年度リサイクル資源（単価）契約書の写し

4 請求の要件審査

本件は、町会への集団回収に対する報奨金の支給が財務会計上の行為に該当するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条所定の要件を備えているものと認め、監査を実施した。

第2 監査の実施

1 監査対象事項

- (1) 資源回収日に資源回収ステーション等からの町会による古紙の持ち去りはあったのか。
- (2) (1)の事実があった場合に、
 - ア これを知らながら放置し、十分な防止策を取らなかったことは財産管理を違法・不当に怠る事実にあたるか。
 - イ 悪質な古紙の持ち去りは過料に処すべきところ、これをしなかったことは公金の賦課・徴収を怠る事実にあたるか。
 - ウ 町会が資源回収ステーション等から持ち去った古紙に対し集団回収分とし報奨金を支給したことは、違法・不当な財務会計上の公金の支出にあたるか。以上の点を監査対象事項とした。

2 監査対象部局

都市環境部品川区清掃事務所（以下「清掃事務所」という。）を監査対象部局とした。

3 証拠の提出および陳述

法第242条第6項の規定に基づき、平成29年7月27日に、請求人からの新たな証拠の提出および陳述の機会を設け、聴取を行った。なお、この際、同条第7項の規定に基づき、清掃事務所の職員等を立ち会わせた。

(1) 請求人の陳述の要旨

- ア 品川区 D 先の資源回収ステーション等から町会長らが区の資源回収日である水曜日に古紙を持ち去ったことを平成28年3月以降、清掃事務所荏原庁舎の職員や清掃事務所リサイクル推進係の職員に再三にわたり伝え、当該行為を止めさせてほしい旨の訴えをしてきた。さらに、区も資源回収日に資源回収ステーションから資源を持ち去る行為は違法行為であると認めている（平成28年5月31日付請求人宛て都市環境部長名文書）にもかかわらず、口頭注意をただけで文書を出すなど適切な防止策を取ることなく1年間も放置した。区は文書で警告するなどし、当該行為を止めさせるべきであった。結果として、持ち去られた古紙の売り払い金額分の損害を区に与えた。
- イ 悪質な古紙の持ち去りに過料を科すべきなのに、これを行わなかった。区長は町会に対し過料を科し、古紙の代金を少しでも回収すべきである。

ウ 違法に回収した古紙に対し、集団回収分として報奨金を町会に支給したことは、違法・不当な支出であるから、区はその分の返還を町会に求めるべきである。

- (2) 請求人が提出した新たな証拠
請求人から新たな証拠の提出はなかった。

4 監査対象部局の弁明

清掃事務所に対して、本件に係る関係書類の提出を求めるとともに、平成 29 年 7 月 27 日に弁明の機会を与るため聴取を行った。なお、この際、法第 242 条第 7 項の規定に基づき、請求人を立ち会わせた。

(1) 清掃事務所の弁明の要旨

ア 清掃事務所の対応について

清掃事務所では、平成 28 年 3 月 30 日から平成 29 年 3 月 30 日までの間、請求人からの通報に対して可能な限り現場に赴く等により、請求人および町会長らに聞き取り調査や適正指導を行ってきた。その中で、町会長からは、

- (ア) 資源回収ステーションからの持ち去りは行っていないこと
 - (イ) 集団回収日の毎月第 4 土曜日以外にもあらかじめ回収依頼を受けた町会会員の指定した場所に赴き回収することもあること
- 等の回答を得ている。

さらに、清掃事務所から町会長に対し、資源回収ステーションからの資源の持ち去りは品川区廃棄物の処理および再利用に関する条例（平成 11 年品川区条例第 24 号。以下「条例」という。）第 29 条の 2 で禁止されている行為であり、悪質な場合は過料に処することになる旨を伝えていた。

イ 町会の古紙持ち去りと過料について

条例では、資源回収ステーションからの古紙の持ち去りに対し、再三の嚴重注意や品川区廃棄物の処理および再利用に関する規則（平成 12 年品川区規則第 8 号）第 12 条の 4 による資源物収集運搬禁止等命令書（以下「命令書」という。）を交付したにもかかわらず、持ち去り行為を止めない者は過料に処することとしている。清掃事務所では、町会が資源回収ステーションから古紙を持ち去った事実を確認できなかったため、命令書の交付は行っておらず、従って、過料に処することもしていない。

ウ 集団回収に対する報奨金について

町会への報奨金については、町会による集団回収の実績報告の数量に対して、応分の額を支給したものである。

(2) 清掃事務所が提出した証拠

- ア 資源回収事業とリサイクル活動支援事業の概要（事務事業概要抜粋）
- イ E 地域の資源回収ステーションの地図
- ウ 町会の集団回収の地図
- エ 町会の集団回収と報奨金額

5 現地調査

代表監査委員は平成29年6月23日（金曜日）16時頃、同月24日（第4土曜日）8時頃および同月28日（水曜日）8時頃に現地調査を行い、その状況について監査委員協議会に報告した。

第3 監査の結果および理由

1 結果

本件請求については、監査委員全員の合議により次のとおり決定した。
本件請求は、請求人の主張には理由がないものとして棄却する。

2 理由

(1) 事実関係の確認

ア E 地域における資源回収について、清掃事務所からの聴取により以下の事実が確認された。

(ア) 古紙の回収の種類

区が毎週水曜日に区指定の資源回収ステーションから行う資源回収と、町会が毎月第4土曜日に町会指定の場所から行う集団回収の2つの方法により行われている。

(イ) 資源回収ステーションについて

資源回収ステーションと記載された看板が掲示してある場所を基本とするが、看板の掲示がなくても地域で資源の排出場所と決め、清掃事務所側でも認識している回収ポイントも資源回収ステーションと同様に取扱っている。

(ウ) 集団回収について

町会の集団回収は毎月第4土曜日に実施することを基本とするが、町会会員からの依頼があれば他の曜日に町会会員宅等の指定された場所に赴き回収を行っている。

上記(ア)～(ウ)のように、区が実施する資源回収と町会が行っている集団回収は、回収場所ならびに回収日の区分けが必ずしも明確でない場合が存在している。

イ 資源回収ステーションからの町会による古紙の持ち去りについて

請求人が主張するように、町会が資源回収ステーションから古紙を持ち去っているという点について、請求人から提出された動画をコピーした写真 16 枚が証拠として提出された。

また、清掃事務所は請求人からの通報の都度、町会長に対し、資源回収ステーションから古紙を持ち去っていないかについて再三聞き取り調査等を実施している。

ウ 集団回収に対する報奨金について

区は集団回収団体に対し、回収実績に応じて 1 キログラムにつき 6 円（品川区資源リサイクル活動団体報奨金支給要綱第 4 条）を支給している。

(2) 判断

以上のような事実関係を総合して、本件請求について以下のように判断する。

第 1 に、請求人が主張する、町会が資源回収日に区の資源回収ステーションから古紙を持ち去ったとする点についてである。請求人は、町会が水曜日に町会の集団回収のプレートを付けた車を走らせ古紙を持ち去っていると主張する。請求人が提出した動画をコピーした写真 16 枚からは、車に積込んでいる古紙が資源回収ステーションから持ち去ったものであることの確認ができず、請求人の主張を十分に裏付けるものではなかった。次に、清掃事務所が行った町会長への聞き取りによると、町会は資源回収ステーションからの持ち去りは行っていないと返答している。また、集団回収は毎月第 4 土曜日に行うことを基本としつつも、町会会員からの依頼を受けた場合には、他の曜日に町会会員宅等に赴き回収を行っているとのことであるから、町会が水曜日に車を走らせ古紙の回収をしていたとしても、そのことをもって直ちに資源回収ステーションから持ち去っていたとは言えない。したがって、町会が区の資源回収ステーションから古紙を持ち去ったと判断することはできない。

第 2 に、清掃事務所では請求人からの再三にわたる訴えに対して、口頭注意しただけで命令書を出すなど適切な防止策を取ることなく 1 年間も放置したとする点についてである。清掃事務所によると、請求人からの訴えがあった後、少なくとも 4 回、町会長宅を訪問ないしは電話連絡で事実確認を実施している。その上で、請求人の訴えにある持ち去り行為があったことを確認できなかったため命令書の交付はしなかったものである。

第3に、悪質な古紙の持ち去りを過料に処さなかったのは公金の賦課・徴収を怠る事実にあたるとする主張についてである。この点についても同様に、持ち去り行為があったことを確認できなかったことから、区が条例に基づく過料に処する事例には当たらない。

第4に、町会が資源回収ステーションから持ち去った古紙に対し集団回収分として報奨金を支給したことは違法・不当な財務会計上の公金の支出にあると主張する点についてである。このことについても同様に、持ち去り行為があったことを確認できなかったことから、町会から集団回収した古紙の実績として区に報告があった数量に対し、規定の報奨金を支給した行為は清掃事務所として適切な事務執行である。

以上のことから請求人の主張には理由がないと判断する。

第4 意見

監査を行う中で、今後の事務執行において留意すべきと思われる点が見受けられたので、次のように意見を付す。

本件において、清掃事務所は請求人の要望である「資源である古紙は区の行政回収に出したい」との長きにわたる思いに対して、必ずしも請求人の意志に寄りそった丁寧な対応をしたとは言い難い面があった。区は、この点に深く鑑みて、区民要望を大切にす努力をお願いしたい。

《資料》

*以下、原文のまま記載。一部仮称、省略、および事実証明書等省略。

品川区職員措置請求書

1. 請求の要旨

品川区清掃事務所リサイクル推進係が、平成28年5月31日付の文書で、「品川区は、資源回収日に、資源ステーションからの資源持ち去りは、違法行為と判断しております。」との回答を示した。にもかかわらず、その後も品川区の資源回収日に、 B 町会長による古紙の持ち去りについて連絡をしても、きちんとした調査や断固たる対応をせず、一年間も放置してきた。

本来、品川区に入るべき古紙の代金を回収することなく、町会に対して報奨金を支給し続けてきた。

リサイクル推進係は、 C 町会が集団回収日の第4土曜日ではなく、品川区の資源回収である毎週水曜日に古紙を持ち去っていることを把握しながら、適切な措置をとらず、品川区の収入を減らし、財務会計上の損害を生じさせている。

悪質な持ち去りには「科料」という制度を用いて、古紙の代金を少しでも回収すべきである。そして報奨金も回収すべきである。

今後、 C 町会が品川区の資源回収日に古紙を持ち去ることがないように、文書で警告することを求める。

2. 請求者

住所省略

職業省略

氏名 A

地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書（10枚）情報公開資料8枚を添え、必要な措置を請求します。

平成29年6月22日

品川区監査委員 御中